

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）

生物学的製剤

検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量
組換えRSウイルスワクチン	425,100円	内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき 5本
インフルエンザワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 806,800円 2 卵中和試験法を用いるとき。 931,000円	1 内容量が3mLであるとき。 20本 2 内容量が5mLであるとき。 12本 3 内容量が10mLであるとき。 10本 4 内容量が20mLであるとき。 7本
インフルエンザHAワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 387,100円 2 卵中和試験法を用いるとき。 547,400円	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用するとき。 小分製品につき ア 内容量が0.25mLであるとき。 80本 イ 内容量が0.5mLであるとき。 50本 ウ 内容量が1mLであるとき。 25本 エ 内容量が10mLであるとき。 2本 原液につき 1 容器1mLのもの2本 2 一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として

			<p>原液を使用しないとき又は卵中和試験法を用いるとき。</p> <p>小分け製品につき</p> <p>ア 内容量が 0.25mL であるとき 140 本</p> <p>イ 内容量が 0.5mL であるとき 80 本</p> <p>ウ 内容量が 1mL であるとき 40 本</p> <p>エ 内容量が 10mL であるとき 2 本</p>
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン		2,986,800 円	<p>内容量が 0.2mL であるとき。 24 本</p>
細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)		<p>1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 444,500円</p> <p>2 HA含量試験法を用いるとき。 239,200円</p>	<p>1 内容量が 0.5mL であるとき。 80 本</p> <p>2 内容量が 1mL であるとき。 40 本</p> <p>3 内容量が 5mL であるとき。 8 本</p>
沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)	中間段階	301,600円	<p>原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 1容器2mL入りのもの2本及び1容器20mL入りのもの1本</p>
	最終段階	<p>1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 563,400円</p> <p>2 HA含量試験法を用いるとき。 395,800円</p>	<p>1 一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用するとき 小分け製品につき</p> <p>(1) 内容量が 1mL であるとき。 28 本</p> <p>(2) 内容量が 10mL であるとき。 8 本</p>

			原液につき 1 容器 5mL 入りのもの 2 本 2 一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用しないとき 小分け製品につき (1) 内容量が 1mL であるとき 33 本 (2) 内容量が 10mL であるとき 9 本 3 HA 含量試験法を用いるとき 小分け製品につき (1) 内容量が 1mL であるとき 28 本 (2) 内容量が 10mL であるとき 8 本 ウイルス精製液につき 1 容器 0.5mL 入りのもの 1 本
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 319,400円 2 HA含量試験法を用いるとき。 151,800円	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 内容量が 10mL であるとき。 1 本 2 HA 含量試験法を用いるとき。 第 2 分画プール液につき 1 容器 0.5mL 入りのもの 1 本
	最終段階	261,600円	小分製品につき 内容量が 10mL であるとき。 9 本
乳濁 A 型インフルエンザ HA ワクチン (H1N1株)		1 専用混和液が同一製造番号のもので構成されるとき。 607,000円 2 専用混和液が 2 種類以上の製造番号のもの	1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 抗原製剤 13 本及び専用混和液 9 本 2 専用混和液が 2 種類の製造番号のもので構成されるとき。

	<p>で構成されるとき。</p> <p style="text-align: right;">824,200円</p>	<p>抗原製剤16本及び製造番号ごとに専用混和液9本</p>
<p>乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン(H5N1株)</p>	<p>1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合にあっては、115,400円を減じた額とする。</p> <p>(1)一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 606,600円</p> <p>(2)HA含量試験法を用いるとき。 439,000円</p> <p>2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合にあっては、当該試験を省略する専用混和液の製造番号1種類につき115,400円を減じた額とする。</p> <p>(1)一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 824,200円</p> <p>(2)HA含量試験法を用いるとき。 656,600円</p>	<p>1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。</p> <p>(1) 抗原製剤につき 内容量が0.5mLであるとき。 65本 内容量が2.5mLであるとき。 13本</p> <p>(2) 専用混和液につき 内容量が0.5mLであるとき。 35本 内容量が2.5mLであるとき。 7本</p> <p>ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合にあっては、当該試験を省略する製造番号の専用混和液につき内容量が0.5mLであるときは15本、2.5mLであるときは3本を減じた本数とする。</p> <p>2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。</p> <p>(1) 抗原製剤につき 内容量が0.5mLであるとき。 85本 内容量が2.5mLであるとき。 17本</p> <p>(2) 専用混和液につき 内容量が0.5mLであるとき。 35本 内容量が2.5mLであるとき。 製造番号ごとに7本</p> <p>ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合にあっては、当該試験を省略する製造番号の</p>

		<p>3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、当該試験を省略する専用混和液の製造番号1種類につき115,400円を減じた額とする。</p> <p>(1)一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 1,041,800円</p> <p>(2)HA含量試験法を用いるとき。 874,200円</p>	<p>専用混和液につき内容量が0.5mLであるときは15本、2.5mLであるときは3本を減じた本数とする。</p> <p>3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。</p> <p>(1)抗原製剤につき 内容量が0.5mLであるとき。 105本 内容量が2.5mLであるとき。 21本</p> <p>(2)専用混和液につき 内容量が0.5mLであるとき。 35本 内容量が2.5mLであるとき。 製造番号ごとに7本</p> <p>ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、当該試験を省略する製造番号の専用混和液につき内容量が0.5mLであるときは15本、2.5mLであるときは3本を減じた本数とする。</p>
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)		544,300円	内容量が6mLであるとき。 13本
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		4,408,800円	内容量が液状製剤として0.65mLに相当する量であるとき。 20本
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	2,685,800円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 140mL
	最終段階	970,200円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 40本
乾燥ガスエソウマ抗毒素		75,300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。

		1本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 1本
不活化狂犬病ワクチン	982,500円	内容量が2mLであるとき。 61本
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	815,300円	内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 21本
コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン	86,600円	内容量が0.3mL、0.4mL、0.45 mL、1.3mL、1.5mL、2.25mL、 2.5mL、5mL又は10mLであるとき。 1本
組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン	86,600円	内容量が5mLであるとき 1本
コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えアデノウイルスベクター)	416,900円	内容量が2.5mLであるとき 5本
コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)	425,100円	内容量が5mLであるとき。 5本
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	75,300円	1 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 5本 2 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 2本 3 内容量が液状製剤として4mLに相当する量であるとき。 2本 4 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 1本 5 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 1本

ジフテリアトキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 1,225,800円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 638,500円</p>	<p>1 内容量が 0.5mL であるとき。 18 本</p> <p>2 内容量が 1mL であるとき。 12 本</p> <p>3 内容量が 3mL であるとき。 7 本</p> <p>4 内容量が 5mL であるとき。 6 本</p> <p>5 内容量が 10mL であるとき。 5 本</p> <p>6 内容量が 20mL であるとき。 5 本</p>
沈降ジフテリアトキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 1,225,800円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 638,500円</p>	<p>1 内容量が 3mL であるとき。 11 本</p> <p>2 内容量が 5mL であるとき。 8 本</p> <p>3 内容量が 10mL であるとき。 5 本</p> <p>4 内容量が 20mL であるとき。 5 本</p>
成人用沈降ジフテリアトキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 1,198,600円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 611,300円</p>	<p>1 内容量が 0.5mL であるとき。 16 本</p> <p>2 内容量が 3mL であるとき。 10 本</p> <p>3 内容量が 5mL であるとき。 7 本</p> <p>4 内容量が 10mL であるとき。 4 本</p> <p>5 内容量が 20mL であるとき。 4 本</p>

沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	1 モルモットを使用するとき。 2,670,300円 2 マウスを使用するとき。 1,187,600円	1 内容量が0.1mLであるとき。 466本 2 内容量が0.5mLであるとき。 98本 3 内容量が1mLであるとき。 52本 4 内容量が3mLであるとき。 24本 5 内容量が5mLであるとき。 19本 6 内容量が10mLであるとき。 14本 7 内容量が20mLであるとき。 12本
水痘抗原	483,000円	内容量が0.2mLであるとき。 6本
乾燥弱毒生水痘ワクチン	993,300円	内容量が液状製剤として0.7mLに相当する量であるとき。 35本
4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）	164,600円	内容量が0.5mLであるとき。 3本
4価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	164,600円	内容量が0.5mLであるとき 4本
乾燥組換え帯状疱疹 ^{ほうしん} ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）	245,000円	内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 16本
組織培養不活化ダニ媒介性脳炎ワクチン	86,600円	内容量が0.25mL又は0.5mLであるとき 1本

腸チフスパラチフス混合ワクチン		414,000円	内容量が20mL又は50mLであるとき。 5本
精製ツベルクリン（一般診断用）		565,500円	1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量（標準精製ツベルクリン0.25 μ g相当量を含む。）であるとき。 90本 2 内容量が液状製剤として2mLに相当する量（標準精製ツベルクリン1 μ g相当量を含む。）であるとき。 50本
細胞培養痘そうワクチン	中間段階	1,480,600円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 1容器2mL入りのもの2本
	最終段階	1 ポック形成単位測定法を用いるとき。 773,700円 2 プラーク形成単位測定法を用いるとき。 852,200円	小分製品につき 1 カピラール詰のものであるとき。 内容量が50人分であるとき。 15本 2 アンブル又はバイアル入りのものであるとき。 (1) 内容量が10人分又は25人分であるとき。 30本 (2) 内容量が50人分であるとき。 15本
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	1,480,600円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 1容器2mL入りのもの2本
	最終段階	1 ポック形成単位測定法を用いるとき。 808,400円 2 プラーク形成単位測定法を用いるとき。 886,900円	小分製品につき 1 内容量が25人分であるとき。 25本 2 内容量が50人分であるとき。 20本
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		699,400円	内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき 52本
肺炎球菌ワクチン		86,600円	内容量が0.5mLであるとき 1本

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	1,302,200円	内容量が0.5mLであるとき。 38本
沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	164,600円	内容量が0.5mLであるとき 6本
沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	86,600円	内容量が0.5mLであるとき 1本
破傷風トキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 1,493,600円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 598,100円</p>	<p>1 内容量が3mLであるとき。 21本</p> <p>2 内容量が5mLであるとき。 14本</p> <p>3 内容量が10mLであるとき。 10本</p> <p>4 内容量が20mLであるとき。 7本</p>
沈降破傷風トキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 1,466,300円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 570,900円</p>	<p>1 内容量が0.5mLであるとき。 88本</p> <p>2 内容量が1mLであるとき。 47本</p> <p>3 内容量が3mLであるとき。 21本</p> <p>4 内容量が5mLであるとき。 15本</p> <p>5 内容量が10mLであるとき。 11本</p> <p>6 内容量が20mLであるとき。 9本</p>
乾燥はぶウマ抗毒素	75,300円	<p>1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 1本</p> <p>2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。</p>

		1 本
沈降B型肝炎ワクチン	4,428,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 20本 2 内容量が0.5mLであるとき。 10本 3 内容量が2.5mLであるとき。 2本 4 内容量が5mLであるとき。 1本
沈降B型肝炎ワクチン (huGK-14細胞由来)	4,428,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 20本 2 内容量が0.5mLであるとき。 10本
組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来)	1 力価試験をマウス力価試験により行うとき。 4,428,700円 2 力価試験を試験管内力価試験により行うとき 868,900円	1 力価試験をマウス力価試験により行うとき。 (1) 内容量が0.25mLであるとき。 20本 (2) 内容量が0.5mLであるとき。 10本 2 力価試験を試験管内力価試験により行うとき。 (1) 内容量が0.25mLであるとき 6本 (2) 内容量が0.5mLであるとき 6本
組換え沈降B型肝炎ワクチン (チャイニーズハム)	4,428,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。

スター卵巣細胞由来)		20本 2 内容量が0.5mLであるとき。 10本
組換え沈降pre-S2抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)	4,428,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 20本 2 内容量が0.5mLであるとき。 10本
乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	158,600円	小分製品につき 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 25本
乾燥BCG膀胱内用(日本株)	158,600円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
乾燥BCGワクチン	158,600円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウワバ細胞由来)	294,600円	内容量が0.5mLであるとき。 6本
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)	294,600円	内容量が0.5mLであるとき。 6本
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)	294,600円	内容量が0.5mLであるとき 6本
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	1,109,900円	内容量が1.5mL又は2mLであるとき。 10本

沈降精製百日せきワクチン		1,335,800円	1 内容量が1mLであるとき。 50本 2 内容量が5mLであるとき。 15本 3 内容量が10mLであるとき。 9本
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン		1 モルモットを使用するとき。 3,797,000円 2 マウスを使用するとき。 2,314,200円	小分製品につき 1 内容量が0.5mLであるとき。 95本 2 内容量が1mLであるとき。 57本 3 内容量が5mLであるとき。 23本 4 内容量が10mLであるとき。 17本
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン		5,416,200円	内容量が0.5mLであるとき。 147本
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン		5,563,300円	内容量が0.5mLであるとき。 141本
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	4,336,200円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 140mL
	最終段階	1,034,500円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 40本
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（担体たん白質結		303,100円	小分け製品につき

合型)			内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき 24本
発しんチフスワクチン		906,900円	1 内容量が10mLであるとき。 9本 2 内容量が20mLであるとき。 5本
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素		75,300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 1本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 1本
不活化ポリオワクチン		1,390,200円	内容量が0.5mLであるとき。 20本
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	1,356,900円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 140mL
	最終段階	979,600円	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 40本 2 内容量が液状製剤として2.5mLに相当する量であるとき。 12本 3 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 7本 4 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 5本
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	乾燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の手数料及び試験品の数量を準用する。	

	最終段階	2,354,300円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 110本
乾燥まむしウマ抗毒素		75,300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 1本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 1本
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		2,298,200円	内容量が2mLであるとき。 10本
加熱人血漿 たん白 ^{しょう}	1 発熱試験法によるとき。 2 エンドトキシン試験法によるとき。	184,900円 164,600円	内容量が100mL又は250mLであるとき。 1本
人血清アルブミン	1 発熱試験法によるとき。 2 エンドトキシン試験法によるとき。	184,900円 164,600円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が20mLであるとき。 4本 (2) 内容量が50mL又は100mLであるとき。 2本 (3) 内容量が250mLであるとき。 1本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が20mL、50mL、100mL又は250mLであるとき。 1本
乾燥人フィブリノゲン		86,600円	内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 1本
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体		117,200円	1 内容量が20mLであるとき。 2本 2 内容量が40mLであるとき。 2本

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	111,400円	内容量が液状製剤として5mL、10mL、15mL、20mL、25mL、30mL、40mL又は50mLに相当する量であるとき。 2本
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子	323,300円	内容量が液状製剤として2.5mLに相当する量であるとき。 4本
人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 440,100円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 419,800円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が2mLであるとき。 7本 (2) 内容量が3mLであるとき。 5本 (3) 内容量が5mLであるとき。 4本 (4) 内容量が10mL又は15mLであるとき。 2本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 (1) 内容量が2mL、3mL又は5mLであるとき。 3本 (2) 内容量が10mL又は15mLであるとき。 2本
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	398,200円	1 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 2本 2 内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 2本
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	295,800円	内容量が液状製剤として5mL、10mL、20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。 1本
pH4処理酸性人免疫グロブリン	398,200円	内容量が10mL、25mL、50mL、100mL又は200mLであるとき。 2本

pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	522,200円	内容量が 5mL、10mL、20mL、40mL 又は 50mL であるとき。 3本
乾燥pH 4 処理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 542,500円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 522,200円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として 10mL に相当する量であるとき。 10 本 (2) 内容量が液状製剤として 50mL に相当する量であるとき。 4 本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として 10mL 又は 50mL に相当する量であるとき。 3本
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 184,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 164,600円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として 3mL に相当する量であるとき。 25 本 (2) 内容量が液状製剤として 5mL に相当する量であるとき。 15 本 (3) 内容量が液状製剤として 10mL に相当する量であるとき。 8 本 (4) 内容量が液状製剤として 20mL に相当する量であるとき。 4 本 (5) 内容量が液状製剤として 50mL に相当する量であるとき。 2 本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として 3mL、5mL、10mL、20mL 又は 50mL に相当する量であるとき。 1 本
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	398,200円	内容量が5mL、10mL、20mL、25mL、50mL、100mL又は200mLであるとき。 2本
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	295,800円	内容量が液状製剤として 5 mL、10mL、20mL、50mL又は100mL

ン		に相当する量であるとき。 1本
抗HBs人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 766,900円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 746,600円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が 1mL であるとき。 10 本 (2) 内容量が 5mL であるとき。 4 本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が 1mL 又は 5mL であるとき。 3 本</p>
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 766,900円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 746,600円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として 1mL に相当する量であるとき。 10 本 (2) 内容量が液状製剤として 5mL に相当する量であるとき。 4 本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として 1mL 又は 5mL に相当する量であるとき。 3 本</p>
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 869,300円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 849,100円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が 1mL であるとき。 23 本 (2) 内容量が 5mL であるとき。 7 本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が 1mL 又は 5mL であるとき。 4 本</p>
抗D (Rho) 人免疫グロブリン	226,000円	内容量が 1mL であるとき。 10本
乾燥抗D (Rho) 人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。	1 発熱試験法によるとき。

	226,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 205,700円	内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 3本
抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 439,100円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 418,900円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が1mLであるとき。 10本 (2) 内容量が2mL又は2.5mLであるとき。 6本 (3) 内容量が3mLであるとき。 5本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 (1) 内容量が1mLであるとき 5本 (2) 内容量が2mL、2.5mL又は3mLであるとき。 3本
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 439,100円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 418,900円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として2mL又は2.5mLに相当する量 であるとき。 6本 (3) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 5本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として1mL、2mL、2.5mL又は3mLに相当す る量であるとき。 3本
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロ ブリン	1 発熱試験法によるとき。 541,500円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が3.4mLであるとき。

	2 エンドトキシン試験法によるとき。 521,300円	9本 (2) 内容量が20mLであるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が3.4mL又は20mLであるとき。 4本
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	86,600円	内容量が液状製剤として10mL、20mL、30mL又は40mLに相当する量であるとき。 1本
乾燥濃縮人 α 1-プロテイナーゼインヒビター	419,100円	内容量が20mLであるとき。 2本
乾燥濃縮人プロテインC	86,600円	内容量が10mLであるとき 1本
人ハプトグロビン	86,600円	内容量が100mLであるとき。 1本